

## T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 スローガン等取扱要領

令和 3 年 3 月 1 6 日 2 東技ア第 2 2 1 号

### (目的)

第 1 条 この要領は、T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 (以下「大会」という。)のスローガン、シンボルマーク、マスコットキャラクター(以下「スローガン等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 スローガン等とは、「T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 スローガン・シンボルマーク・マスコットキャラクター利用ガイド(以下「利用ガイド」という。)」に定めるものをいう。

### (利用の申請)

第 3 条 スローガン等の利用の許諾を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ「T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 スローガン等利用申請書」(様式第 1 号)に必要な書類を添付して、T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 推進協議会会長(以下「会長」という。)に提出し、その許諾を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 東京都(以下「都」という。)及びT o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 推進協議会(以下「推進協議会」という。)が主体となって実施するイベント等で利用するとき。
- (2) 大会の主催者が大会の運営・広報を目的として利用するとき。
- (3) 推進協議会の構成員が大会の広報を目的として利用するとき。
- (4) 国又は地方公共団体が広報の目的で利用するとき。
- (5) 報道機関が広報の目的で利用するとき。

2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、「T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 スローガン等利用許諾書」(様式第 2 号)をもって行う。

### (利用の制限)

第 4 条 会長は、次のいずれかに該当するときは、スローガン等の利用を許諾しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都及び大会のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) スローガン等の利用によって、特定の企業、団体、又は商品等のマーク・キャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) 利用ガイドに定められた利用方法に従うものでないとき。
- (8) 専ら営利を目的とした商品販売、広告活動での利用と認められるとき。
- (9) その他会長が不相当と認めるとき。

#### （利用上の遵守事項）

第 5 条 スローガン等の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用し、T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 推進協議会事務局（以下「事務局」という。）の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 利用に当たっては、事務局が提供したスローガン等に係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 利用ガイドに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
- (4) 利用物の有償頒布を行わないこと。
- (5) 原則として、スローガン等を利用する物件には「T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 第〇号（第 3 条第 2 項による許諾番号）」を明示すること。ただし、その形状等から許諾番号を明示することが困難な場合を除く。
- (6) 物件の完成見本を、速やかに事務局に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) スローガン等の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。スローガン等の著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、推進協議会は一切の責任を負わない。
- (8) 故意又は過失により推進協議会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。

#### （許諾内容の変更）

第 6 条 利用者は、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 スローガン等利用許諾変更申請書」（様式第 3 号）を会長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第 3 条から前条までの規定を準用する。

#### （利用状況の報告等）

第 7 条 会長は、利用者に対し、「T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 スローガ

ン等利用物件一覧」(様式第4号)により、スローガン等の利用状況について報告を求め  
ることができる。

(許諾の取消し)

第8条 会長は、スローガン等の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められ  
るときは、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前号の規定により、許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を利用してはなら  
ない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾  
に係る物件を回収しなければならない。

(使用料)

第9条 スローガン等の著作権使用料については、無償とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、スローガン等の取扱いに関して必要な事項は、  
会長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。